

# 日本脳炎予防接種の 定期接種についてのお知らせ

～平成28年4月1日から日本脳炎の予防接種が定期接種になります～

これまで北海道では、40年以上日本脳炎の患者はなく、感染を媒介する蚊（コガタアカイエカ）も生息していないため、日本脳炎の定期予防接種を行っていませんでした。

しかし最近、日本脳炎の発生している道外や海外に行き来する機会は増えており、日本脳炎に感染する可能性が高まっているとし、平成28年4月1日より北海道でも定期予防接種として実施することとなりました。

## 日本脳炎とは？

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経（脳脊髄）の疾患で、高熱、嘔吐、頭痛、けいれん、意識障害などの症状がでます。このウイルスに感染しても脳炎にならない人がほとんどですが、日本では過去10年間に56人が発症し、3人が亡くなっています。

日本脳炎ウイルスは、普段はブタなどの動物の体内で増え、その動物の血を吸った蚊（コガタアカイエカ）が人を刺すことによって感染します。

日本脳炎ワクチンを接種することで、体の中に日本脳炎の抵抗力（免疫）ができ、日本脳炎にかからないか、たとえかかっても予防接種を受けなかった場合に比べて症状は軽くすみます。

## 標準的な接種期間

標準的な接種期間は次のとおりです。基本的には標準的な接種期間に接種していただくこととなりますが、これまで定期の予防接種を行っていなかったことから、これ以外の年齢の方にも定期接種対象者要件（※）の範囲で接種することができます。

（※定期予防接種対象者要件とは、生後36か月から生後90か月までに3回目まで接種を実施することです。）

※ 標準的な接種期間の対象となる方には個別通知をします。

- 標準的な接種期間 （1期と2期に分かれています。）
  - ◆第1期 ・初回 3歳以上4歳に達するまでに、2回接種
  - ・追加 4歳以上5歳に達するまでに、1回接種
  - ◆第2期 9歳以上10歳に達するまでに、1回接種

※接種間隔は1回目から2回目が6～28日、2回目から追加の接種がおおむね1年となります。

## 特例制度

生後90か月を超え20歳未満の方も、20歳に達するまでの間に1回目から予防接種が受けられるよう特例制度が設けられています。

◆対象者：生後90か月（7歳6か月）以上20歳未満の方

接種の時期などは生年月日により異なりますので、接種を希望される方は留寿都診療所、又は役場保健医療課までご相談ください。

申し込み方法 ・診療所に直接申し込みをしてください。

医療機関：留寿都診療所（電話 46-3774） 接種費用：無料

うら面もあります。

◎対象者一覧（平成28年度）

	対象年齢	生年月日	第1期初回（2回接種）	第1期追加（1回接種）	第2期
定期予防接種期間	生後36か月～生後90か月未満 標準期間 3歳～4歳未満 ※個別通知します	平成24年5月1日 ～平成26年4月1日生	3歳～4歳に達するまでに2回を接種	1年後 4歳から5歳に達するまでに追加を接種	5年後 9歳から10歳に達するまでに2期を接種
	4歳～ 7歳6か月未満	平成21年10月2日 ～平成24年4月30日生	第1期初回の2回を6～28日の間隔をあけて接種	2回目接種後、6か月～1年の間隔をあけて、7歳6か月に達するまでに追加を接種	9歳から13歳に達するまでに2期を接種
準定期接種期間	7歳6か月～ 9歳未満	平成19年4月2日 ～平成21年10月1日生	第1期3回と2期1回（計4回）を接種 ・第1期初回の2回を6～28日の間隔をあけて接種します。 ・第1期初回2回目接種後おおむね1年の間隔をあけて追加を接種します。 ・第2期は、追加接種後5年の間隔をおいて接種することが望ましいです。 ※注意 ①2期は、9歳以上になってから接種してください。 ②接種間隔の年数が足りない場合は、ご相談ください。		
特例制度	9歳～ 20歳未満	平成8年4月2日 ～平成19年4月1日生			

予防接種の副反応について

- 日本脳炎ワクチンを接種した後、せきや鼻水が出ることがあります。
- 接種したところが赤くなることがあります。
- きわめて稀に、副反応で重い病気にかかることがあります。

アナフィラキシー：急激なアレルギーによってじんましんが出る、呼吸が苦しくなるなどの症状がみられます。

急性散在性脳髄膜炎：脳や脊髄に炎症がおこる病気です。熱が出る、頭が重い、けいれんがおこる、意識がはっきりしないなどの症状がみられます。

血小板減少性紫斑病：かさぶたをつくる働きの血小板が減り、出血しやすくなります。皮膚の下で出血して青あざができることもあります。

※ 定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じたときは、法律に定められた救済制度である「予防接種健康被害救済制度」を利用できます。

予防接種は、予防接種の有効性や安全性、副反応について理解し、保護者等が文書に署名し、同意した場合に限り行われます。

日本脳炎の予防接種に少しでも不安を感じた時は、遠慮せずに、医師または保健師に相談し、十分に納得した上で受けてください。

【お問い合わせ先】

- |                   |    |         |
|-------------------|----|---------|
| ・留寿都診療所           | 電話 | 46-3774 |
| ・留寿都村役場 保健医療課 保健師 | 電話 | 46-3131 |